

案内

新春賀詞交歓会

平成25年1月4日(金曜) 11時開会(受付・10時)
会場 ガーデンベルズ小林
参加申込 出会希望する人は、会費をそえて左のいずれかで申し込みください。どなたでも参加できます。
小林商工会議所事務局
市役所総務課秘書室
JAこぼやし管理課
申込受付期間 11月21日(水曜)~12月13日(木曜)
会費 2,000円
その他 個人情報保護のため、今回から参加者名簿の配布は行いません。
小林商工会議所事務局

小林市成人式

ご家族・市民の皆さんの参加を歓迎します。新成人の激励をお願いします。
日程 平成25年1月5日(土曜) 11時~12時
(受付・10時30分)
会場 小林市文化会館大ホール
案内状は届いていますか
小林市成人式の該当者ご家族に案内文書を発送しました。該当者で案内状が届いていない人はご連絡ください。
成人式参加該当者 平成4年4月2日~平成5年4月1日に出生し、現在、小林市に居住している人
現在市外に居住しているが世帯主が小林市に居住している人(就職・学生など)
本人または保護者も現在市外に居住しているが本人の申し出がある人
社会教育課
小林市成人式参加者

公募 グループホームを公募します

グループホーム(認知症対応型共同生活介護施設)の開設、増設を希望する事業者を公募します。公募要領・提出書類様式などは、12月3日(月曜)から小林市ホームページに掲載します。
また、左記のとおり説明会を行いますので、参加する事業者は前日までに申し込みください。
説明会日程 12月21日(金曜) 14時~
会場 市役所4階大会議室
申・問 介護保険課
TEL 23-1140

案内

進学 小林市奨学金制度

市では、経済的理由により就学困難な人を対象として、奨学金の貸与制度を行っています。奨学生の資格審査は年1回、毎年5月に行います。奨学金に関する相談は、随時受け付けています。遠慮なく問い合わせください。
申込資格 3年以上引き続き市内に住所を有している人、または3年以上市内に住所を有し、就学のため市外に住所を変更した人で、学校教育法に定められた高等学校、高等専門学校、大学および専修学校に進学する人、または在学している人で、成績良好、

奨学金(月額)

- ◆大学:2万円
◆高等専門学校 :1万5,000円
◆専修学校:1万5,000円
◆私立高等学校 :1万2,000円
◆公立高等学校:1万円
※選考は、小林市奨学生選考委員会にて審査し教育委員会が決定します。
卒業月の翌月から、貸与期間の2倍の期間内で償還
申・問 学校教育課
TEL 23-0424



夜間急病診療電話案内

TEL 23-8212
平日夜間 午後7時から午後10時まで
日曜・祝日(小児科) 午前9時から午前12時まで
※医療機関を案内するもので、病気に関する相談を受けることはできません。

小児救急医療電話相談

8000
365日
午後7時から午後11時まで
ダイヤル回線からは 0985-35-8855
※明らかに緊急を要する急病の場合は、119番をご利用ください。

税

従業員の個人住民税は特別徴収で納めましょう

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引いて、それぞれの市町村に納入する制度です。
給与を支払う事業主は、原則として個人住民税の特別徴収をすることが法律で規定されており、県では特別徴収の適切な実施に取り組んでいます。
事業主の皆さんは、特別徴収制度をご理解いただき、適切な実施をお願いします。
宮崎県総務部市町村課
TEL 0985-26-7020
宮崎県総務部市町村課
TEL 0985-26-7023

その他

選挙 投票所が変わります

旧小林商業高校で投票していた人
小林中央公民館での投票となります。
堤地区の投票所が2ヶ所になります
南堤↓三松地区体育館
北堤・西堤↓三松小学校

注意 シラスウナギの特別採捕

増養殖用種苗を確保するため、うなぎ稚魚(シラスウナギ)の特別採捕が県内各河川で行われます。
うなぎ稚魚の採捕は、県知事の特別許可が必要です。許可を受けずに採捕したり、「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例」に基づく登録を行わずに、全長25センチ以下のうなぎ稚魚の所持・売買等を行った場合は刑罰に処せられます。
特別採捕期間 平成25年3月21日(木曜)まで
宮崎県農政水産部
水産政策課
TEL 0985-26-7146

感謝 退任人権擁護委員に感謝状を贈呈

小林地区で人権擁護委員として活動してきた東郷成平さんが9月末で退任し、感謝状が贈られました。
東郷さんは平成21年7月から1期3年間、人権啓発活動や相談業務に携わり、地域住民の人権向上に尽力。感謝状を受けて東郷さんは「今後一市民として人権擁護に協力していきたい」と話していました。
▲感謝状を贈呈される東郷さん(10月22日)

※お知らせの内容はホームページでもご覧いただけます。
http://www.city.kobayashi.lg.jp

石綿による疾病の補償・救済

まず相談を
中皮種や肺がんなどを発症し、労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や、石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。
石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。
中皮種などで亡くなった人が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付などの支給対象となる可能性があります。
まずはお気軽に最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署に相談ください。
制度の案内は厚生労働省ホームページでも見ることができます。



使って実感! ネットで申告「e-Tax」
「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」では、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、国税に関する各種手続き(①所得税、法人税、消費税、酒税および印紙税の申告、②すべての国税の納税、③納税証明書の交付請求および法廷調書の提出などの申請・届出等)ができます。詳しくは e-Tax ホームページ http://e-tax.nta.go.jp
●問・小林税務署 TEL 23-3126

ごぞんじですか? 「交通安全協会」
小林地区交通安全協会では、交通安全に関する取り組みのほか、
①交通安全協会費に協力いただいた人に無料で免許更新時の写真撮影
②協会会員を対象にチャイルドシートの無料貸し出し
③県交通安全協会と提携した店舗での商品割引などの各種サービスを提供
交通安全協会は、免許更新時にいただく協会費(2,000円)で運営されています。当協会での免許更新や交通安全教室などの活動を維持していくためにも、皆様のご理解とご協力をお願いします。
●問・小林地区交通安全協会
TEL 22-3094